

し尿浄化槽保守点検及び清掃委託（西羽束師排水機場ほか1 機場）仕様書

1 委託件名

し尿浄化槽保守点検及び清掃委託（西羽束師排水機場ほか1 機場）

2 目的

西羽束師排水機場及び新美豆排水機場に設置された浄化槽を、浄化槽法第10条に基づき、保守点検・清掃を行うものである。

3 履行期間

令和9年3月13日まで

4 履行場所

- (1) 西羽束師排水機場 京都市伏見区淀樋爪町634番地の1
- (2) 新美豆排水機場 京都市伏見区淀美豆町1123番地

5 浄化槽仕様

設置箇所	メーカー	槽数	型式	仕様・方式
西羽束師排水機場	杉友技研	12人槽	セキスイピュリファー	単独処理浄化槽 散気式、分離ばっ気式
新美豆排水機場	小松化成	5人槽	サミットCA-5型	単独処理浄化槽 散気式、分離接触ばっ気式

6 業務内容

(1) 保守点検

浄化槽法、環境省関係浄化槽法施行規則及び関係法令に基づく保守点検を行う。保守点検回数は4回（5月または6月、8月、11月、2月）とする。また、浄化槽に通ずる点検口・柵の点検・清掃も同時に実施し、不具合を発見した場合は速やかに報告すること。

(2) 清掃

浄化槽法、環境省関係浄化槽法施行規則及び関係法令に基づく清掃及び汚泥抜き取りを行う。清掃及び汚泥抜き取りは年1回（8月または11月）

(3) 保守点検・清掃等の報告

保守点検・清掃毎に報告書を提出すること。報告書は、保守点検結果を記載した点検記録票、保守点検・清掃の状況が分かる写真、汚泥抜き量を証明する書類（計量票など）とする。
なお、報告書の様式及び記入方法等については、河川整備課の指示があれば従うこと。

7 業務受託者の資格条件等

本業務を受託しようとする者は、京都市の浄化槽保守点検登録業者及び浄化槽清掃許可業者であること。

8 守秘義務

本業務受託者は、本業務の履行に伴い知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

9 支払条件

全ての業務が完了後、適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。
なお、全ての業務が完了後、完了届（様式不問）を提出すること。